

農地法第3・4・5条申請などの申請から許可までの流れ

* 大田市行政手続条例第6条(標準処理期間)、第7条(申請に対する審査及び応答)によります。

【問い合わせ先】
大田市農業委員会事務局
Tel 0854-83-8136

